

令和6年度

# 学校危機管理計画

東京都立一橋高等学校

## 序章

災害時等に生徒の生命及び安全確保に万全を期すため、本校の防災に関する事項について、以下のとおり学校危機管理計画を作成し、災害に対する事前の備えを行うものとする。

## 第1章 学校危機管理に関する基本方針

校長は、地域の実情や学校の特性を踏まえ、大震災等に備え、生徒等の安全確保の体制、学校安全計画、教職員の分担、情報連絡体制、避難所の運営及び一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションの開設に関する運営計画等を記載した「学校危機管理計画」を作成し、教職員、保護者に周知徹底する。

### 【本校の危機管理に関する基本方針】

#### 1 災害等危機管理に関する一橋高校の基本的取組の考え方

- (1) 生徒の生命及び身体の安全確保を第一とし、迅速かつ的確に災害に対処する。大災害時には即時に「災害対策本部」を結成し、各係は隊長の指揮下、迅速に行動し被害を最小限にとどめるよう最大限の努力を払う。
- (2) 日常から非常時に備え、施設設備の点検、補修、非常時必要必需品、消耗品の準備、教職員の出動態勢の整備に心がける。
- (3) 日常から生徒に対し、安全教育の一環として「防災教育」を行い、災害や防災について基礎的・基本的な事項を理解することや、安全に関して自らの確に対応できる判断力や行動力を身につけること、災害時に進んで他の人々や地域の安全に役立つことが出来るような態度・能力を養う。また、「防災訓練」を計画し、防災教育の指導内容の体験を通して、実践的な理解を深めていく。
- (4) 本校は、千代田区の避難場所に指定されている。阪神淡路大震災規模の災害が生じた場合、地域住民が避難してくる可能性が大である。従って、日常から千代田区の防災関係諸機関及び地域防災諸機関との連絡を密にし、地域と一体となった防災体制の整備に務めるとともに、必要に応じて避難所の開設及び管理運営に努力する。
- (5) 大災害時には教職員の参集状況、施設設備の被害、教職員、生徒の負傷状況などマニュアル通りに事が運ばないと考えられる。従って、教職員は日常から災害、防災対策の意識を高め、あらゆる事態に対して臨機応変に対処できるようにする。
- (6) 本校が緊急避難所になった場合、可能な限り速やかに関係諸機関や行政に指揮権を委譲し、教職員は生徒・保護者との連絡や生徒の安全確保と教育活動再開に専念できるようにする。
- (7) 本校が緊急避難所になった場合、校長は行政と協議し、早期に正常な状況での教育活動が再開できるように努力する。

## 第2章 事前対策

### 第1節 危機管理組織の設置と教職員の役割

#### 1 学校危機管理委員会の設置について

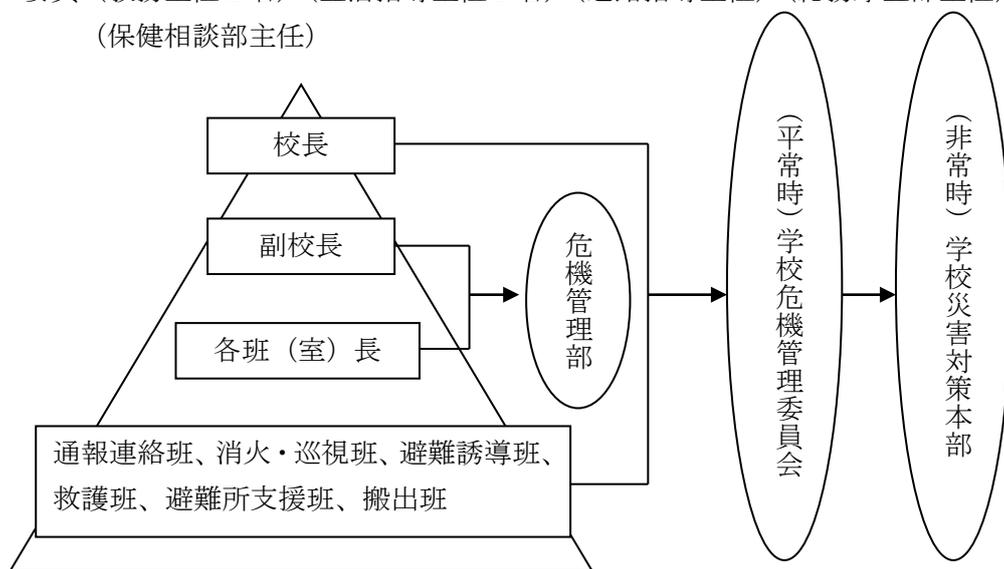
本校の危機管理の体制として、校長、副校長、経営企画室長、教務部主任、生活指導部主任、進路指導部主任、総務厚生部主任、保健相談部主任をメンバーとする「学校危機管理委員会」を設置する。

#### 2 本校の防災組織と行動内容

##### 【災害対策組織表】

(1) 学校危機管理委員会 12名 (定時制・通信制)

委員長 (校長)、副委員長 (副校長3名)、副委員長 (経営企画室長)、  
委員 (教務主任2名) (生活指導主任2名) (進路指導主任) (総務厚生部主任)  
(保健相談部主任)



「学校災害対策本部」は災害時の指揮を執る。平常時は「学校危機管理委員会」として危機管理の指揮管理に当たる。

##### 【危機管理部の役割】

- 防火・防災管理者である副校長が責任者となり、「通報連絡班」「消火・巡視班」「避難誘導班」「救護班」「避難所支援班」「搬出班」を置く。各班の班長が危機管理部の部員となる。
- 生徒に対する防災教育及び防災訓練の計画作成と実施・指揮運営
- 教職員の危機管理研修計画の作成と実施
- 防災物品等の管理点検、各教室等の防火責任者の指定、各種名簿・台帳の管理、施設設備の安全、火災予防等に関する計画の作成と実施
- 学校危機管理担当者を設置し、担当者は災害時にいち早く学校に駆けつけ情報の収集と緊急連絡に当たる。

◎学校危機管理委員会の構成と役割

[構成]	[役割]	
校長を委員長として副校長、経営企画室長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、総務厚生部主任、保健相談部主任、危機管理部で構成する。 委員長が必要と認めた時に召集する。	1)	学校危機管理計画の作成
	2)	危機管理対策指針の決定
	3)	避難所運営の支援計画の作成
	4)	大規模災害に関する対応、計画の作成及び指揮・運営
	5)	地震緊急委員の召集、連絡等
	6)	防災市民組織との連絡調整

行動内容概要

部 門	平 常 時	災 害 時	
		地 震 時	火 災 時
学校危機管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校災害対策本部設置訓練</li> <li>●校内外の情報迅速処理システムの確立とその定期点検</li> <li>●関係機関との情報授受及びその処理の一元化整備</li> <li>●指示システムの整備と点検</li> <li>●校内・近隣火災への対応策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●危機管理委員は校長室へ集合→学校災害対策本部設置</li> <li>●校内外状況の迅速把握体制の設置</li> <li>●関係機関との情報授受及びその一元化処理</li> <li>●指示システムの点検、確認と迅速・正確な伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●非常ベル、校内放送による緊急伝達／全校避難体制／初期消火活動の指示／消防への通報（とっさに、だれでもよい。ただし、その申告と責任者による確認があること。） （ここまでの上記4点は同時進行）</li> <li>●情報の一元化処理</li> </ul>
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震発生、火災（校内・近隣）発生時の行動を時系列シミュレーションの下に策定し、事例・訓練・諸種の情報に基づいて見直しを重ねる。</li> <li>●連絡班等各班の総合調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校災害対策本部の指示の確実・迅速な下達</li> <li>●情報の迅速収集と正確性の迅速判断</li> <li>●各班間の連絡調整</li> <li>●学校危機管理担当がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全の見極めと遅滞ない避難の判断</li> <li>●初期消火活動の迅速行動</li> <li>●消防への協力指示</li> <li>●鎮火後の状況確認及び事後対応</li> <li>●学校危機管理担当がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等）</li> </ul>

部 門	平 常 時	発 災 時 (地震時・火災時)
通報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発災時の生徒、職員の安否確認の方法と情報連絡体制の構築。関係機関への連絡等に関する行動マニュアル作成とその見直し。</li> <li>●生徒・職員の受傷、心理状態等の把握、処置方法の確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●校舎内の人員確認および点呼</li> <li>●避難誘導班と協力して校舎内に逃げ遅れた生徒・職員がいないか確認</li> <li>●学校施設の被害状況、地域の被災状況、交通機関の運行状況等情報を収集する</li> <li>●関係機関、保護者等との連絡及び情報の収集</li> <li>●安全確保の先頭に位置するので、情報の発信元としての立場に立つ側面が強い。事態の掌握、伝達に正確を期す。</li> </ul>
消火・巡視班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校施設の安全確保を主たる任務とする（消火器の設置・点検など日常的な安全性確保とそのマニュアルの作成と記録簿の作成）。</li> <li>●初期消火活動体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初期消火活動の迅速行動</li> <li>●「学校施設・設備等の点検リスト」を持って校内を巡視し、飛散・転倒等の応急措置を実施する。</li> <li>●地震後の校舎、関連施設建造物の応急危険度判定の要請</li> <li>●一時滞在施設・帰宅支援ステーション・避難所（以下「避難所等」という。）の開設に当たっての施設の安全確認と危険区域内への立入禁止の設置</li> <li>●危険排除及び危険区域の立入規制線設定</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難・誘導経路の設定と周知および、避難にあたり補助の必要な生徒への支援体制とマニュアルの作成、その見直し。</li> <li>●救出・救護・情報等関連資機材、救護エリアの設定及びそれらの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生徒人員の把握</li> <li>●校舎内に逃げ遅れた生徒・職員がいないか確認</li> <li>●生徒に今後の対応を説明</li> <li>●保護者に現在状況と今後の対応を説明</li> <li>●生徒の毛布・食料等を確保し、配布</li> <li>●通学路等の安全確認ができるまで生徒を保護</li> <li>●その後の状況を確認し、待機、移動等の指示を行う</li> </ul>
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●セルフケアセット等の薬品や器具の整備と点検</li> <li>●搬送資器材の整備</li> <li>●応急手当技法の習得</li> <li>●搬送先医療機関の特定と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●けが人への応急救護（避難所等を開設した場合を含む。）</li> <li>●迅速出動の態勢（連絡班等との連携）</li> <li>●医療機関の被害程度の確認</li> <li>●避難所支援班の支援（医療救護所設置場所の事前確認、トイレ、ごみ集積所等の清掃・衛生管理への支援等）</li> </ul>
避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材の整備、管理</li> <li>●給食・給水、救援物資の配布等の実施計画とその見直し</li> <li>●ろ水器の維持管理</li> <li>●地域の避難施設としての役割・支援の内容確認（公的防災機関や防災市民組織との連携）</li> <li>●帰宅困難者対応への備え（備蓄物資の点検等）</li> <li>●自家発電機の維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所支援班の支援（避難所専用の備蓄物資の管理、配給、救援物資の受入れ、整理、管理、配給等）</li> <li>●避難所等を開設した場合の食糧等の配布</li> <li>●避難誘導班・地域緊急連絡員と連絡を取り合い、避難場所の安全確認が取れるまで避難住民等を校庭で待機させる。</li> <li>●避難住民や帰宅困難者を所定の場所に誘導する。</li> <li>●学校施設管理上の制限区域（立入禁止区域）の設置</li> <li>●公的防災機関・防災市民組織との連絡調整（秩序維持、衛生保持、施設保全等の側面）</li> <li>●災害時帰宅支援ステーションの開設（災害時帰宅支援ステーション等の案内板設置等）</li> <li>●災害情報・交通機関運行情報の収集・提供</li> <li>●一時滞在施設の開設（特設公衆電話の設置及び避難住民や帰宅困難者への案内等）</li> </ul>
搬 出 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重要書類の焼失、散逸防止と安全持ち出しの方途策定、管理責任</li> <li>●校内設備の安全管理、危険防止</li> <li>●消防設備・施設の保守点検</li> <li>●上記のマニュアル、記録簿作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公印、通帳（印鑑）、耐火金庫等の鍵、重要書類等を持ち出し、安全（水浸しや散逸防止）を図る。</li> </ul>

## (2) 教職員の参集体制の整備等について

校長は、発生する災害の程度に応じた教職員の参集態勢、連絡体制を作成し、教職員に周知する。作成に当たっては、緊急時教職員名簿を作成し、人員や参集方法などを把握する。

また、早朝・夜間・休日等の災害発生時は学校が無人となり、初動態勢に遅れが生じることになるため、初動態勢を迅速にとるための要員として、以下のとおり「学校危機管理担当者」及び「地域緊急連絡員」を指定・選出する。

「学校危機管理担当者」 学校から5 km以内又は学校の近辺に居住する教職員の中から複数名を指定する。

「地域緊急連絡員」 東神田町内会

### 非常配備態勢と特別非常配備態勢について

災害が発生した場合、応急対策の活動態勢を確保するため、災害の被害その他の状況に応じて「非常配備態勢」と「特別非常配備態勢」の2種類の配備態勢が発令される。

#### ① 非常配備態勢

被害その他の状況により、本部長（教育長）が必要と認めたとき。なお、学校本部長（校長）が必要と認めたときには、学校危機管理担当者等を参集させることができる。

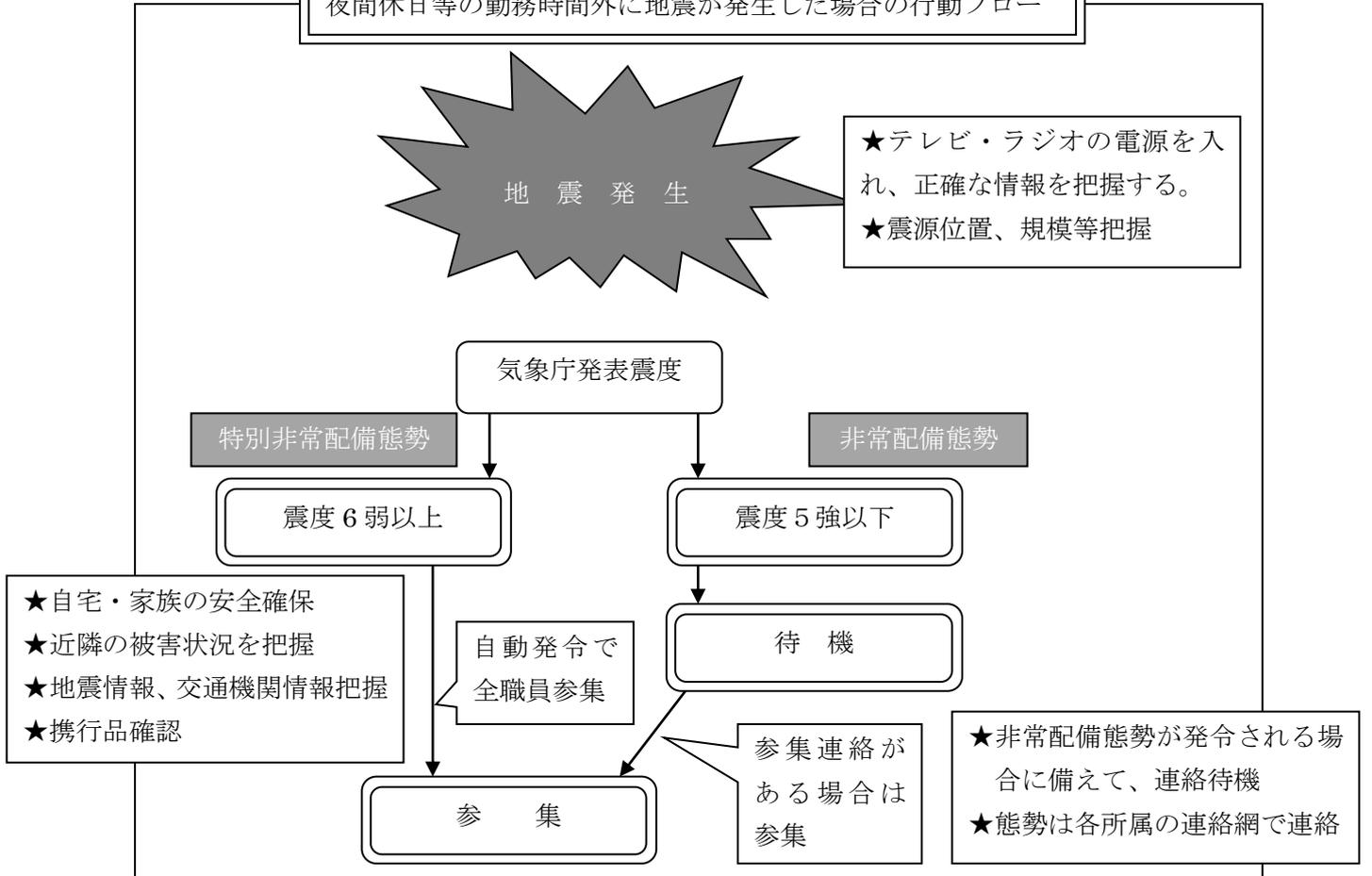
（適用する災害）

- ・ 勤務時間内に発生した地震、勤務時間外に発生した震度5強以下の地震
- ・ 風水害、火山災害
- ・ 大規模事故災害等

#### ② 特別非常配備態勢

早朝・夜間・休日等の勤務時間外において、震度6弱以上の地震が発生したとき。発令形式は、自動発令とする。

### 夜間休日等の勤務時間外に地震が発生した場合の行動フロー



(3) 夜間・休日などに発生した場合の参集体制について

(夜間・休日などの勤務時間外に、震度6弱以上の地震が発生した場合)

発生当初における校舎などの安全確認、生徒などの安否確認、一般避難者への対応、教育活動の再開など、必要な勤務に従事するため、教職員は自宅及び家族の安全を確認したうえで、自発的に所属校に参集する。

本校職員の対応

- 徒歩及び自転車などを利用して、1時間以内に出勤できる教職員は、自宅及び家族の安全を確認したうえで、緊急出勤し、応急対策業務に従事する。
- 1時間以内に緊急出勤ができない教職員は、遅れて出勤するか、または、近くの緊急時避難指定校に出勤する。

- (4) 震災時に参集した教職員は、参集途上で得た情報（道路・橋梁・都市施設・建物・住宅・住民などの被害状況）を校長に報告する。
- (5) 常時利用している交通機関の途絶などにより、所属校に勤務できない場合は、交通機関が復旧するまでの間、居住地近くの（緊急避難指定校）に出勤し、その学校の校長の指示に従い応急対策活動に当たる。
- (6) 緊急避難指定校で応急対策活動に従事する場合には、あらかじめ所属校校長に連絡をするとともに、指定校の校長に直接申告する。

## 第2節 情報連絡体制

生徒の在校中、登下校時及び夜間・休日等の発災場面に応じた生徒、保護者、教育委員会、学校経営支援センター、区災害対策本部、医療機関及びライフライン事業者との情報連絡体制を以下のとおり整備し、毎年度当初に保護者、教職員に周知徹底する。

### 臨時休業等の生徒及び保護者への連絡等について

災害や異常気象時において臨時休業等を判断する際は、適切な情報収集を行うとともに、学校の決定を迅速かつ確実に生徒や保護者に周知する。

また、臨時休業等を行った場合は、速やかに所管の学校経営支援センター経営支援室に報告する。

- (1) 的確な判断を行うための情報収集
- ア 気象庁の注意報や警報
  - イ 生徒等の通学経路に関わる主要公共交通機関の運行状況
  - ウ 学校周辺の道路等の状況
  - エ 学校施設の被害状況
- (2) 連絡体制の整備
- ア 学校ホームページへの掲載
  - イ 文書等による事前の通知
  - ウ 緊急連絡網による電話連絡

## 1 連絡体制について

- (1) 学校と生徒・保護者との連絡体制・手段（詳細は、本章第3節に記載）
- (2) 教育庁や他の都立高校等との連絡体制・手段

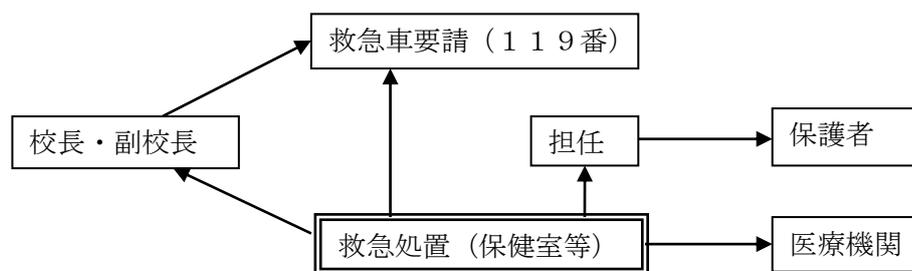
### 【教育庁への報告】

災害対策本部は上記結果を文書にまとめ、校長が都教育委員会に報告し、必要な修理・修繕を要請する。

### 【教育委員会、千代田区（災害対策本部）への報告と今後の対応】

- ア 災害対策本部（校内）は生徒の状況（負傷者の氏名と対応・帰宅者氏名・学校保護下にある生徒氏名）および施設・設備の被災状況を文書でまとめ、校長はこれを教育委員会に報告する。
- イ 避難所対策支援本部は避難者の数と現状、負傷者とその対応、緊急物資搬入、ボランティア受入れについて文書で校長に報告する。校長はこれを千代田区災害対策本部および教育委員会に報告する。
- ウ 情報伝達について
  - ① 保護者からの生徒の安否確認を受ける。
  - ② 生徒の安否確認と生徒の伝言を掲示する。（目立つ場所）
  - ③ 避難者への千代田区からの伝達や指示を掲示する。
- エ 避難所となった場合は医療所の開設が必要となる。
- オ 長期にわたる場合は各係について、交替制などの計画などを立てる。

### 【医療機関等関係機関との連絡体制・手段】



## 2 情報収集及び提供について

情報内容及び情報収集手段等は以下のとおりとする。なお、情報を収集するに当たっては、通信手段が絶たれた場合を想定して複数の手段を確保しておく必要があるため、日常使用している電話回線やインターネット回線のほか、教育庁災害時等緊急連絡システム、一時滞在施設においてはMCA無線等の活用を図る。

## 必要とする情報内容・収集と提供手段

情報内容	収集手段	提供手段
気象情報（気象庁注意報、警報） 災害情報（余震、津波、崖崩れ、火災等） 被災、被害状況（児童・生徒・教職員、学校施設、学校周辺、通学路、等） ライフライン、交通機関等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育庁災害等緊急連絡システム</li> <li>・災害対策本部からの情報、防災無線</li> <li>・報道機関（テレビ、ラジオ）</li> <li>・巡視、出退勤中の教職員や登下校中の生徒からの情報</li> <li>・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、災害用伝言ダイヤル、無線機など多様な手段を適時活用した情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲示板等への表示。</li> <li>・担当者からの文書報告</li> <li>・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、災害用伝言ダイヤル、無線機など多様な手段を適時活用し、担任を通じて保護者等に対して行う。</li> </ul>

### 【災害時緊急連絡先一覧】

電 気	東京電力パワーグリッド(株)	(6373)1111
ガ ス	東京ガスライフバル千代田中央	(6636)0310
水 道	水道局千代田営業所	(5298)5351
電 話	NTT 東日本	113・0120(444)113
郵 便	神田郵便局	0570(943)108
消 防	神田消防署	(3257)0119
警 察	万世橋警察署	(3257)0110
保健所	千代田保健所	(5211)8161
セコム	セコム(株)秋葉原支社 (学校番号 506177)	(5833)4622
交 通	J R 東日本 (ご意見承りセンター)	050(2016)1651
	都営地下鉄馬喰横山駅	(3661)4561
医 療	日本大学病院 千代田区神田駿河台 1-6	(3293)1711
	三井記念病院 千代田区神田和泉町 1	(3862)9111
	同愛記念病院 墨田区横網 2-1-11	(3625)6381
	都立墨東病院 墨田区江東橋 4-23-15	(3633)6151
	三楽病院 千代田区神田駿河台 2-5	(3292)3981
	東京消防庁救急相談センター	(3212)2323・#7119
	(校医) 瀬木診療所 千代田区岩本町 1-7-1-3F	(3866)7313
(校医) 坪井医院 千代田区神田和泉町 1-13-12	(3866)7815	
行 政	千代田区災害対策・危機管理課	(5211)4187
教育庁	東部学校経営支援センター経営支援室	(3815)4740

### 第3節 生徒の安否確認及び各家庭との連絡方法

災害発生時における生徒の安否確認及び各家庭との連絡に当たっては、緊急連絡網のほか、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、ツイッター、災害時伝言ダイヤル、SNS、無線機など多様な手段を活用するとともに、その連絡手段等について児童・生徒及び保護者にあらかじめ周知する。

なお、緊急連絡網における各家庭の緊急連絡先については、より確実に連絡がとれるよう、第一連絡先だけでなく、第二、第三連絡先についても把握する。

#### 1 学校から生徒や保護者向けの情報発信手段について

- ア 災害用伝言ダイヤル（171） 「声の伝言板」
- イ 災害用伝言板 「文字の伝言板」
- ウ 災害用ブロードバンド伝言板（web171） 「インターネットの伝言」
- エ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等

#### 2 生徒から学校への情報発信手段について

- ア 災害用伝言ダイヤル（171） 「声の伝言板」
- イ 災害用伝言板 「文字の伝言板」
- ウ 災害用ブロードバンド伝言板（web171） 「インターネットの伝言」
- エ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- オ 公衆電話等

### 第4節 学校施設・設備の安全対策

発災時、ライフラインに係る学校施設・設備を適切に保全することは、生徒の安全確保のほか、避難してくることが予想される地域住民の安全を守る上で重要である。災害時に緊急対応を効果的に行うため、日常から施設管理を行う。

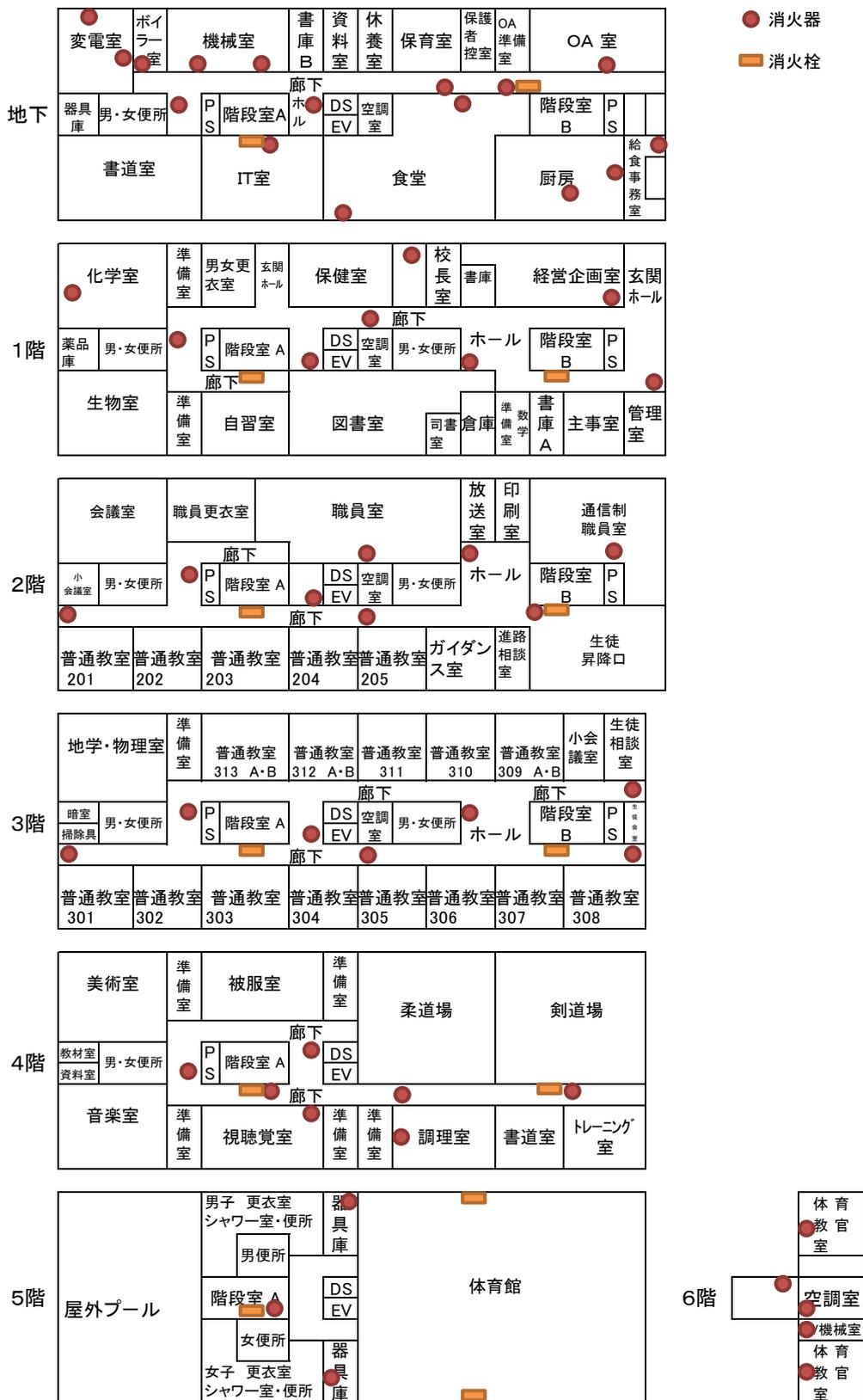
#### 1 「学校施設・設備等の点検リスト」に基づく日常の点検について

学校施設・設備等の点検については、避難経路となっている施設を中心に、日頃から安全点検に努めるとともに「学校施設・設備等の点検リスト」により定期的を実施し、保安状況を把握する。

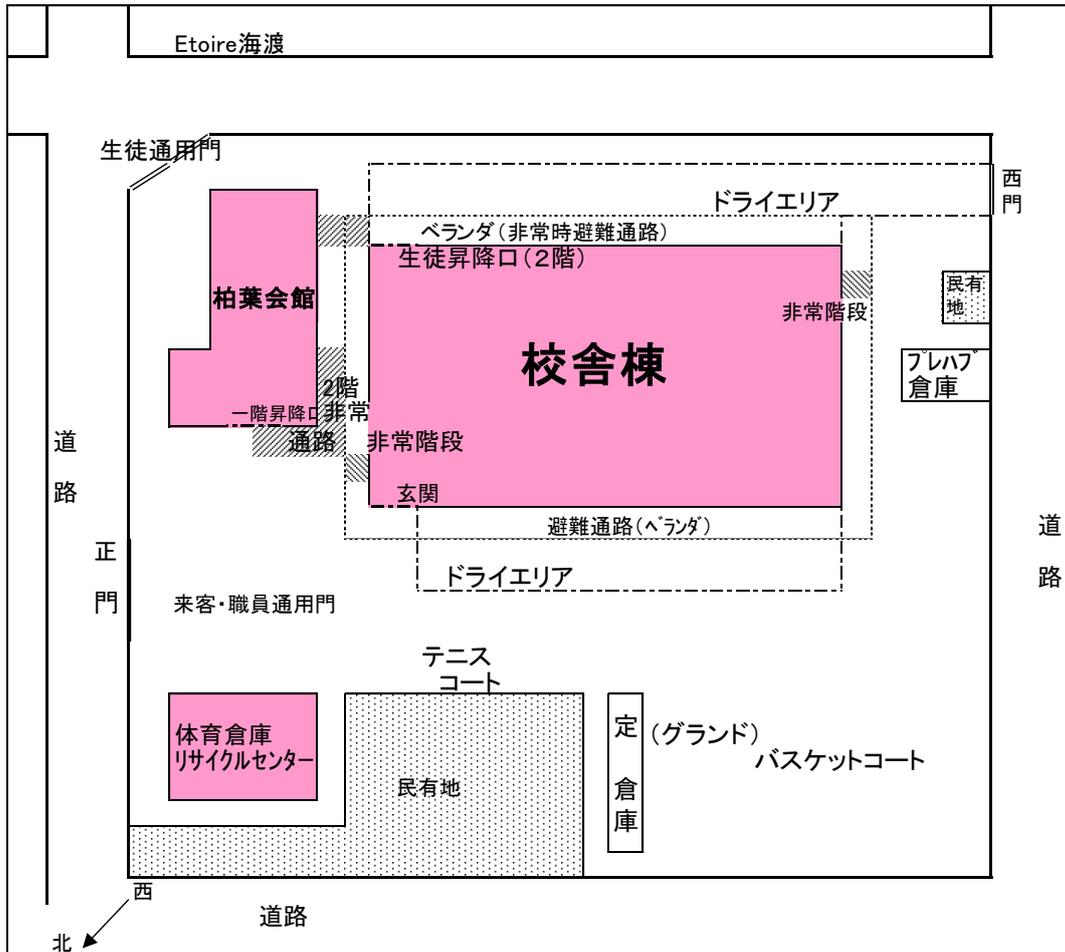
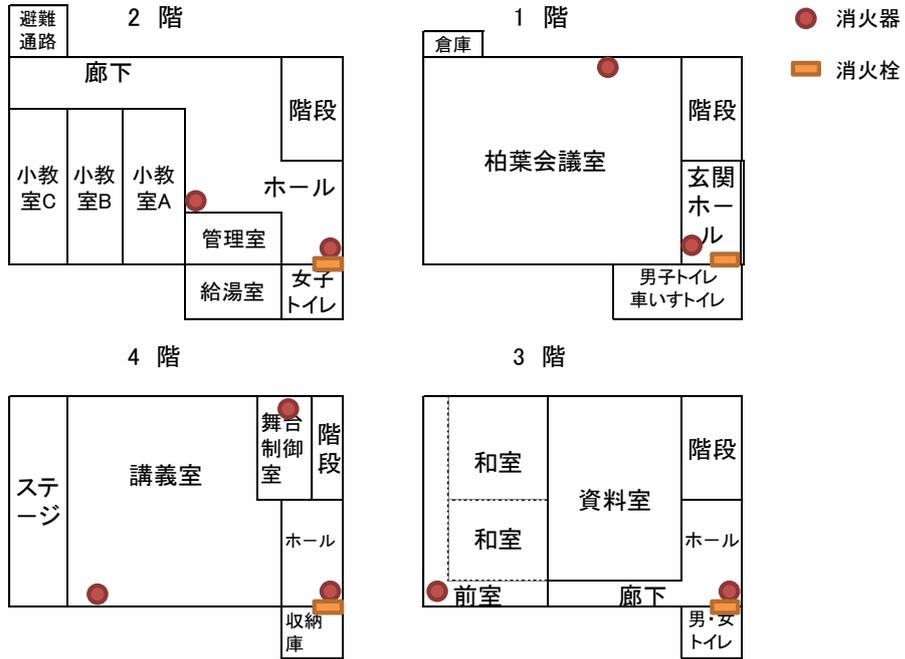
また、発災時に速やかに点検を行うため、止水弁・ガス緊急遮断弁、消火器・消火栓等の配置図をあらかじめ作成し、職員室等に保管するとともに、容易に活用できるような場所に掲示する。あわせて、ライフラインの被害が発生した際の「災害時緊急連絡先一覧表」も作成し、職員室や経営企画室等に掲示する。

## 2 消火器・消火栓等の配置図

校舎棟 平面図



### 柏葉会館 平面図



校舎棟配置図

### 3 災害時に使用する備品等の保管場所リスト及び点検について

学校災害対策本部の各班及び担当者は、食糧・毛布・ろ水器・非常用発電機等の災害用品等の一覧表を作成して所定の場所に保管するとともに、避難訓練時等において定期的に点検し、その保管場所を誰でも分かるよう職員室等に掲示する。

#### 【災害時に使用する備品及び保管場所】

係名	必要な物	保管場所
通報連絡班	・トランシーバー、ハンドマイク、携帯ラジオ、乾電池など	職員室
消火・巡視班	・ヘルメット、保護手袋、マスク、学校施設・設備等点検リスト、マスターキー、危険箇所・点検済表示用具（マジック、ガムテープ、用紙、緊急災害用「標識テープ」）、設備機器等応急工具類、））、校内地図など	職員室
避難誘導班	・トランシーバー、ハンドマイク、乾電池、生徒用緊急連絡先、名簿など	職員室
救護班	・セルフケアセット、応急手当薬品類、湿布薬等、洗浄用水、毛布など	保健室
避難所支援班	・飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材、ろ水器など ・利用者への案内チラシ、近隣マップ、案内板、管理区域への立入禁止の設定、避難者名簿用紙、筆記具、毛布・非常用発電機など	経営企画室 倉庫 職員室
搬出班	・公印、通帳（印鑑）、耐火金庫等の鍵、重要書類等の非常用持出し用ザックなど	経営企画室 職員室

※一時滞在施設・帰宅支援ステーション・避難所を開設した場合には、それぞれ通報連絡班から救護班までの役割を担当する。

### 第5節 防災教育、防災(避難)訓練

防災教育は、子供たちが災害時に適切に行動できる安全対応能力を身に付けられるよう、「まず、自らを守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材」を育てるため、児童・生徒の発達の段階に応じて、学校安全計画全体計画及び年間指導計画を作成し、教科、特別活動等、学校教育全体を通して実施する。

#### 【HRにおける生徒への事前指導内容】

- 1 副読本「地震と安全」を使用し、東海地震の警戒宣言について学習しておく。
- 2 警戒宣言発令時にいたずらに危機感・不安感をもたず、冷静に判断・行動すること。
- 3 帰宅に際して、HR担任からの情報を注意深く聞き、帰宅が可能かどうか冷静に判断する。
- 4 帰宅下校に際しては、可能な限りグループで行動すること。
- 5 途中、危険な状況となったら無理をせず、学校に戻ることに。
- 6 帰宅途中で被災することもあるので、予め避難先を複数考えておく。
- 7 登校途中で警戒宣言が発せられた場合には、そのまま登校すること。（状況によるその後の対応は在校中と同様）
- 8 下校中に警戒宣言が発せられた場合には原則としてそのまま帰宅すること。（帰宅後学校に連絡する）

- 9 警戒宣言の解除および、地震発生の後の授業再開については、学校との連絡をとることに徹底する。

## 第6節 教職員の危機管理研修

教職員が災害発生時における生徒の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、状況に応じた一人一人の的確な判断と機敏な行動力、臨機応変な状況判断が求められ、教職員が一致協力して迅速かつ適切な行動が取れるようにする必要があることから、教職員の危機管理意識と使命感、危機管理対応能力、避難訓練・防災訓練の指導力、応急処置能力などを高めるため、校長は、学校安全計画の校内研修計画に危機管理に関する研修主題を位置付けて実施する。

特に、教職員の役割については、災害発生時にどこに行き何をするかなどの具体的な対応を出勤途中、夜間・休日ごとに整理し、その際の留意事項等を確認するための研修を実施する。

## 第3章 災害発生時の対応

### 第1節 学校災害対策本部の設置

地震等の災害が発生し、教育庁災害対策本部が設置された場合、学校では、校長を本部長とする学校災害対策本部を設置する。

教職員は、第2章第1節に基づく役割分担に従い、災害応急活動に従事する。なお、教職員が出張・休暇等で不在の場合や出勤途中、夜間・休日等で教職員がそろっていない状況においては、一人二役など臨機応変に対応する。

#### 災害対策本部の行動概要のポイント

災 害 時	
地 震 時	火 災 時
<ul style="list-style-type: none"> <li>●危機管理委員は校長室へ集合→学校災害対策本部設置</li> <li>●校内外状況の迅速把握体制の設置</li> <li>●関係機関との情報授受及びその一元化处理</li> <li>●指示系統の点検、確認と迅速・正確な伝達</li> <li>●災害対策本部の指示の確実・迅速な下達</li> <li>●情報の迅速収集と正確性の迅速判断</li> <li>●各班間の連絡調整</li> <li>●学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●非常ベル、校内放送による緊急伝達／全校避難体制／初期消火活動の指示／消防への通報（とっさに、だれでもよい。ただし、その申告と責任者による確認があること。） （ここまでの上記4点は同時進行）</li> <li>●情報の一元化处理</li> <li>●安全の見極めと遅滞ない避難の判断</li> <li>●初期消火活動の迅速行動</li> <li>●消防への協力指示</li> <li>●鎮火後の状況確認及び事後対応</li> <li>●学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等）</li> </ul>

**一橋高校定時制災害対策本部の構成と行動概要**  
(発災時～2日目まで)

校 長

本部長

副 校 長

副本部長 (本部長代理①②)

通報 連絡班	消火・ 巡視班	避難 誘導班	救護班	避難所 支援班	搬出班
班長 教務主任  (代理④)  (教務部) 班員	班長 生活指導 主任  (代理⑤)  (生活指導部) 班員 (進路指導部)	班長 各学年主任  (代理⑥)  (各学年担任) 班員	班長 保健相談部主 任  (代理⑦)  (保健相談部) 班員	班長 総務厚生部主 任  (代理⑧)  (総務厚生部) 班員	班長 経営企画室長  (代理③)  (経営企画室) 班員

発災時

生徒・来校者・教職員自らの安全確保

発災直後

全体指導、避難場所決定は本部長が行う  
避難経路の安全を確認した上で、生徒・来校者の避難誘導  
グラウンド(体育館)へ → 点呼

(大地震) 発災後  
～二日目まで

行方不明者 の搜索	消火・施設 の安全確認	担当クラス の生徒対応	負傷者の応 急処置	通報連絡班 の応援	消火・巡視 班の応援
情報収集・外部 との連絡	施設の応急対策 ・パトロール	保護者との連絡 ・生徒対応	負傷者の対応	物資管理・一時 滞在施設の開設 準備	重要物品の管理

一橋高校通信制災害対策本部の構成と行動概要  
(発災時～2日目まで)

校 長

本部長

副 校 長

副本部長 (本部長代理①②)

通報  
連絡班

消火・  
巡視班

避難  
誘導班

救護班

避難所  
支援班

搬出班

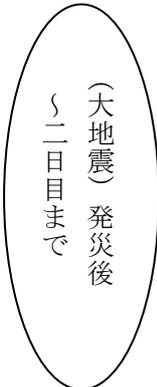
班長 経営企画室長 (代理④)  班員 (経営企画室)	班長 生活指導 主任 (代理⑤)  班員 (生活指導部)	班長 教務主任 (代理⑥)  班員 (授業担当者)	班長 進路指導 主任 (代理⑦)  班員 (進路指導部)	班長 教務主任 (代理⑧)  班員 (教務部)	班長 総務主任 (代理③)  班員 (総務部)
--	--	--	--	--	--



生徒・来校者・教職員自らの安全確保



全体指導、避難場所決定は本部長が行う  
避難経路の安全を確認した上で、生徒・来校者の避難誘導  
グラウンド(体育館)へ → 点呼



行方不明者 の搜索  情報収集・外部 との連絡	消火・施設 の安全確認  施設の応急対策 ・パトロール	担当クラス の生徒対応  保護者との連絡 ・生徒対応	負傷者の応 急処置  負傷者の対応	通報連絡班 の応援  物資管理・一時 滞在施設の開設 準備	消火・巡視 班の応援  重要物品の管理
-------------------------------------	---	--	----------------------------	--	------------------------------

## 第2節 情報収集・連絡活動

通報連絡班は、生徒、教職員の安否の確認や教育庁災害対策本部からの情報連絡など、災害時において必要とされる情報の収集及び提供、連絡に当たる。また、生徒、教職員の被害状況を把握し、本部長（校長）及び学校経営支援センターに報告する。

消火・巡視班は、学校施設・設備等の被害状況を把握し、本部長（校長）に報告するとともに被害の状況により立入禁止として学校経営支援センターに修繕の要請をする。

### 【災害時緊急連絡先一覧】※再掲

電 気	東京電力パワーグリッド(株)	(6373)1111
ガ ス	東京ガスライフバル千代田中央	(6636)0310
水 道	水道局千代田営業所	(5298)5351
電 話	NTT 東日本	113・0120(444)113
郵 便	神田郵便局	0570(943)108
消 防	神田消防署	(3257)0119
警 察	万世橋警察署	(3257)0110
保健所	千代田保健所	(5211)8161
セコム	セコム(株)秋葉原支社 (学校番号 506177)	(5833)4622
交 通	J R 東日本 (ご意見承りセンター)	050(2016)1651
	都営地下鉄馬喰横山駅	(3661)4561
医 療	日本大学病院 千代田区神田駿河台 1-6	(3293)1711
	三井記念病院 千代田区神田和泉町 1	(3862)9111
	同愛記念病院 墨田区横網 2-1-11	(3625)6381
	都立墨東病院 墨田区江東橋 4-23-15	(3633)6151
	三楽病院 千代田区神田駿河台 2-5	(3292)3981
	東京消防庁救急相談センター	(3212)2323・#7119
	(校医) 瀬木診療所 千代田区岩本町 1-7-1-3F	(3866)7313
(校医) 坪井医院 千代田区神田和泉町 1-13-12	(3866)7815	
行 政	千代田区災害対策・危機管理課	(5211)4187
教育庁	東部学校経営支援センター経営支援室 (B チーム)	(3815)4741

## 第3節 生徒の避難誘導

生徒の避難誘導に当たっては、教職員は、児童・生徒の安全確保を第一とする。その際、周囲の状況を確認し、最善の避難ルートを選択する。

### 【予想される大規模地震と発生の時間】

・関東直下型地震 ・東海大地震 ・神奈川県西部地震  
等であるが、特に関東直下型と東海大地震は大規模な被害をもたらすものと思われる。  
対策を立てる上で、発生の時間を以下のように区分する。

- ・始業前            ・学習活動中            ・放課後（部活動中・帰宅途中・その他）
- ・学校行事実施中            ・長期休業中や休業日に部活動や補習等を実施している場合。

## 【災害発生時の対応】

### 1 災害発生時

(1) 防災委員会を即時発足させ、校長室を本部とする。

(2) 緊急避難

教室・・・ 教科担任は生徒を机の下に潜らせ、机の脚をしっかりとつかませる。また、落下物に注意し、カバンなどで頭を保護させる。コンセントをはずし、避難路としての出口を確保する。また、窓を全て開ける。

廊下・階段・・・その場で頭を抱えてしゃがませ、手すりなどをつかまらせる。

体育館・・・ 頭を抱えしゃがませる。

本部・・・ 直ちに緊急放送を行なう。生徒の安全確保・避難経路の確認・火の元消火を教職員に指示する。校内放送が不可能な場合は、口頭やメガホンの使用も考慮する。災害の発生状況・ライフライン・交通機関の状況などの情報を収集する。負傷者の救助のために、医療機関への連絡をする。

消火巡視班・・・ 校舎を巡回し被災・被害の状況を確認し本部へ連絡するとともに初期消火に当たる。また、負傷者がいた場合は救護係に連絡する。

救護班・・・ 即時、負傷者の応急処置に当たる。

### 2 最初の振動が治まった後の第一次避難

(1) 担任はクラスの生徒を掌握して中庭へ避難を行なう。その際、出席簿を持参し「押すな」・「駆けるな」・「しゃべるな」・「戻るな」の指示を出す。また、負傷者と身体に障害のある生徒の安全確保を優先する。

(2) 施設班は安全を確認したのち、避難していない生徒の発見や救出、誘導に当たる。負傷した生徒を発見した場合は救出し、救護係に引渡す。救護班は応急処置を行なう。初期消火を行なう。

(3) 避難誘導者は中庭で生徒の安否確認・点呼を行い、結果を本部へ報告する。施設班は被害状況を本部へ連絡する。校長はこの報告をもとに教育庁に被害・被災状況を報告し事後の指導を仰ぐ。

(4) 校長は千代田区災害対策本部、万世橋警察署、神田消防署及び東神田町会等と連絡をとり情報の収集に努める。

### 3 広域避難場所への第二次避難の場合

(1) 二次災害（火災・校舎倒壊など）で学校が危険にさらされる場合、教育庁及び千代田区災害対策本部の指示に基づき、広域避難場所に避難する。

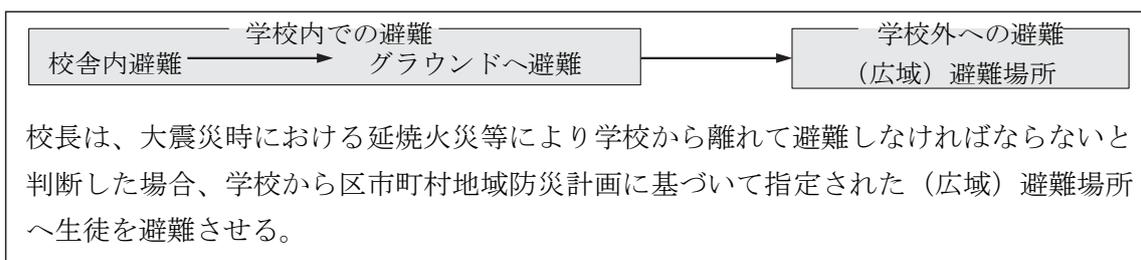
(2) 生徒は恐怖感や誤情報により、パニック状態となって自己中心的な行動に陥り易い。従って教職員の指示に従うよう強く指示する。

(3) 身体に障害のある生徒や軽傷者等には実情に合わせて介助者を決め、クラスメイトなどの助力により避難できるようにする。

- (4) 校長は教員に避難先を指示する。避難誘導前に教員は点呼を確認し、人員の把握をする。
- (5) 避難集団は学年単位とし、学校集団の先頭は副校長とする。担任とクラスの有志（協力者）は列の最後尾とする。避難集団の指揮は校長とし、学年指揮は学年主任、クラス指揮は担任とする。
- (6) 避難誘導路はあらかじめ避難所支援班の確認した経路とするが、東京都等の災害対策本部からの指示があった場合は、以後その指示に従う。
- (7) 広域避難場所に到着したら直ちに人員点呼を行い、行方不明者がでた場合には捜索を行う。また、多数の人々が集結することから、その場を離れないよう指示を徹底する。

本校の広域避難場所                     〔北の丸公園・皇居東御苑〕  
※本校の南西、直線で約２キロメートル

※別紙参照



#### 第4節 児童・生徒の保護体制

学校所在地域の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には生徒を確実に保護者に引き渡すまで、災害発生時から3日間程度、学校において、生徒を保護することを原則とする。

校長は、災害時や帰宅困難者発生時における生徒の校内保護の原則をあらかじめ保護者にあらかじめ周知する。また、電話連絡網や緊急メール、学校ホームページのほか災害時につながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤルやツイッター等の各種メディアを使用した、生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

校長は、帰宅困難者対策として保護者が企業等にとどまることになった場合には、生徒を学校内で保護する。その場合には、生徒の安全を確保するため、避難住民や帰宅困難者等とスペースを分離し、混乱を避けるために動線を切り分ける。生徒を保護する場合は、校長の指示に従い、教職員がその任に当たる。個々の保護者との連絡に当たっては、第2章第3節に記載する連絡手段（携帯・固定電話、インターネット、電子メール、HP、災害時伝言ダイヤル、SNS、無線機など多様な手段）を適時に活用する。

### 【安否情報・被害状況の収集・把握】

- (1) 本部は生徒本人や友人の安否を記入するノートを本校内に備え、登校した際に記入させる。
- (2) 担任は電話回線が混雑することが予想されるので、事前に学校に連絡がとれない場合には負傷避難・住所変更などを友人に連絡するよう指導しておく。
- (3) 担任は生徒の家庭などにおける被災状況を電話・家庭訪問などで確認する。
- (4) 教育振興会担当者は学校の現状や教育活動再開についての見通しなど、保護者に対して広報を発行する。

### 【保護者への連絡・生徒の帰宅・学校での保護態勢】

- (1) 学校は一次避難が完了したのち、保護者への連絡を順次行うが負傷生徒を優先する。負傷していない生徒で携帯電話持参の生徒には可能な範囲において自己で連絡をさせるが、結果については必ず報告をさせる。
- (2) 生徒の帰宅については、帰宅経路の安全確認を行ってから、保護者に連絡の後、帰宅させる。交通手段などの遮断や安全が確認できない場合は、保護者が迎えに来た生徒以外は学校で保護する。
- (3) 学校で保護した生徒については名簿を作成し、定期的に点呼を行う。生徒に今後の対応を指示したうえで、毛布や食料を配布する。
- (4) 校長は災害対策本部を開き、臨時休校の必要などを検討し、保護者へ連絡をするとともに都教委へ報告をする。

### 【生徒等の毛布・食糧等の確保・配布方法】

発災後の状況により、災害対策本部長（学校長）の判断の下、待機生徒・外来者・教職員に対して、備蓄飲料水・食料等の配布を行う。

配布に当たっては、消費期限を確認の上、待機生徒・外来者・教職員の人数分を時間・回数を決めて配布する。配布時間は原則として朝・昼・夕の時間を基準とするが、待機人数、備蓄食料の数量、また災害の状況、外部からの食料調達見込み等を考え、配布計画を立てた上で行う。

宿泊を必要とする場合、また寒冷期等には日中であっても、本部長の判断の下、非常災害用毛布の提供を行う。

※別紙参照

## 第5節 救護・搬出活動

大震災では大勢の負傷者が出ることが予想されるため、救護のためのスペースとして保健室、畳のある部屋などを利用し、負傷者への応急処置は、救護班が当たる。救護活動に参加可能な生徒に対しては救護の補助を依頼する。

グラウンドに避難する場合、救護班は救急医薬品等を携帯する。

地震等による出火や校舎への延焼のおそれがある場合には、定めてある非常持出品、搬出担当者、搬出場所に基づいて搬出活動を行う。なお、災害の状況によっては、耐火金庫等校内で保管し、散逸を防止する。

## 第6節 学校施設・設備の被害状況及び安全の確認と応急対策

### 1 学校施設・設備の安全確認等

災害による学校施設・設備の安全確認と応急対策に当たって、消火及び校舎内外の巡視の担当は、二次災害の防止、教育の機能保持、学校の避難所等としての利用を念頭において対応する。その際、まず、自らの身体の安全を確保し、確認漏れを防止するため複数の担当で行う。

巡視に当たっては、＜行方不明の生徒の捜索を行う連絡班＞と＜校舎被害状況の確認、ストーブ・火気・ガスの元栓等の点検を行う施設班＞とに分かれて行う。その際、校舎被害確認等の施設班は、二人以上で班編成し、点検場所・項目の漏れがないよう注意する。

学校施設・設備等の被害状況を把握後、本部長（校長）に報告するとともに被害の状況により立入禁止として学校経営支援センターに修繕の要請をする。

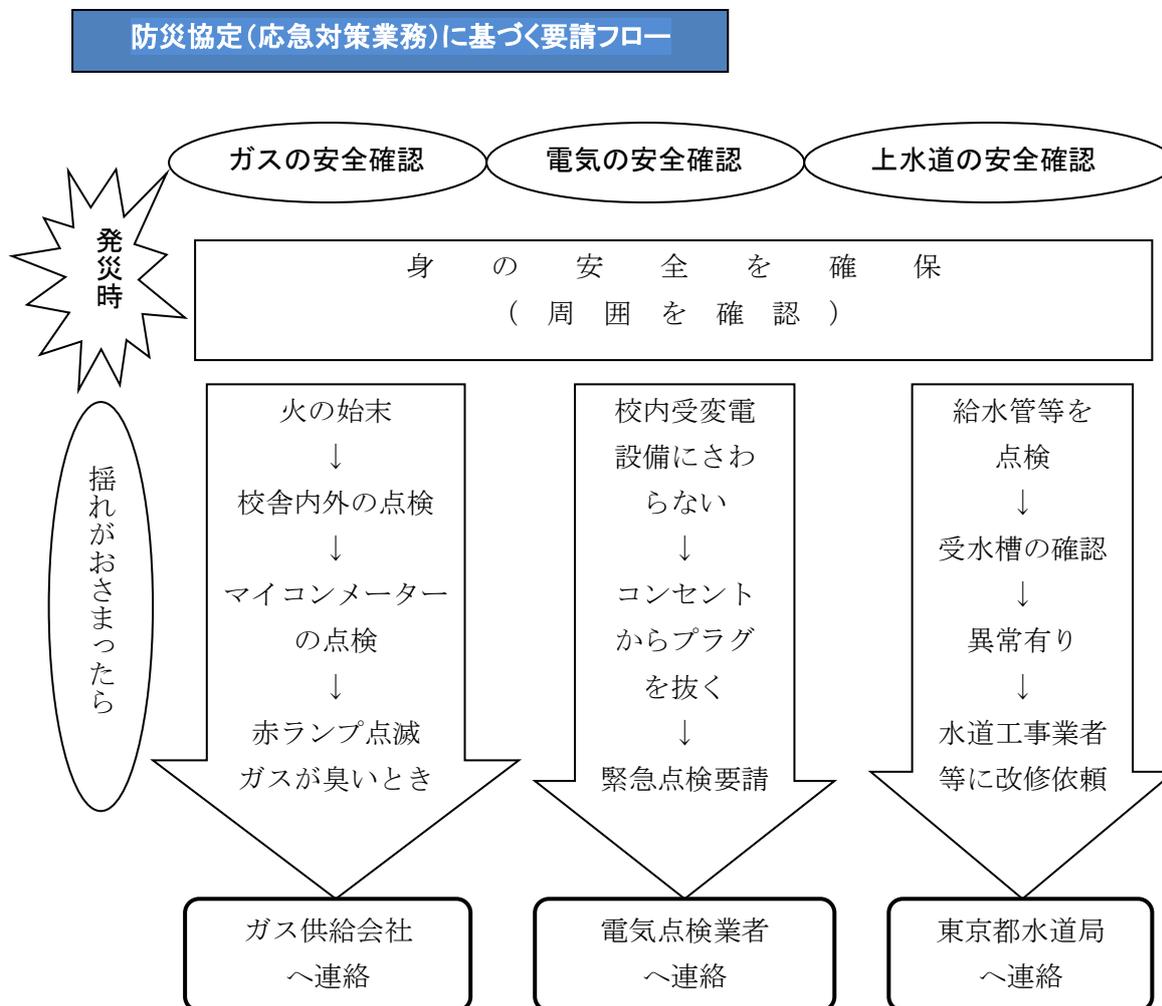
また、必要に応じて都教育委員会の締結する防災協定に基づき、協定業者に対して調査・応急措置等について、学校経営支援センターを通じて要請を行う。

### 2 校舎の被害に応じた対応

- (1) 火災発生の場合・・・ア 火災発生を速やかに特定し、教職員、生徒に周知徹底して安全な避難経路を確保、指示する。  
イ 本部は速やかに119番通報をする。教職員は初期消火に当たる。
- (2) 校舎損壊の場合・・・本部は損壊・倒壊場所を速やかに特定し、教職員、生徒に周知徹底して安全な避難経路を確保、指示する。消火・巡視係と教科担任以外の避難所支援班は、校内を巡視して負傷者の救助を行なうとともに救護班とともに応急処置に当たる。
- (3) 校舎倒壊の場合・・・大至急脱出する。この場合、緊急放送など、本部の指示が出せないことが考えられるとともに、大パニック状況になりやすい。教職員の冷静かつ適切な判断が要求される。また、多くの負傷者が予想される。二次災害に気を付け、残った生徒と教職員の救出に全力を傾けると同時に、消防などの救援を要請する。

### 3 ガス、電気、上水道の安全確認等

都立学校では、ガス、電気、上水道の安全確認等について次のとおり行う。



#### (1) 都市ガスの安全確認等

家庭用ガスには、ガスメーター付近に地震を感知し遮断するマイコンメーターが設置され、より安全なシステムが整備されてきている。しかし、学校へのガス供給管はその口径がやや大きく、現在のところそのような自動遮断弁の設置は少ない状況である。

##### ア 地震発生時の対応

<ガス遮断機能が無い場合>

- ① まずは身の安全を確保する。
- ② 火の始末 揺れがおさまったらガス器具の火を消す。  
※地震で大きく揺れているときは危ないので火に近づかない。
- ③ 校舎内外の点検

「ガス臭い」と思ったら→ガス栓とガスメーターの元栓を閉める→窓の開放→

ガス供給会社まで連絡（ガスのにおいがしたら、火を付けたり、換気扇や電気のスイッチには絶対に触らない。）

＜ガス遮断機能がある場合 → ①から③までは共通である。＞

- ④ マイコンメーターが遮断したとき。マイコンメーターが遮断した場合、マイコンメーターの赤ランプが点滅するので、マイコンメーターに添付してある復帰の手順に従って復帰操作を行う。ガス漏れなどの異常がない場合には、復帰してガスが使えるようになる。

なお、震度6弱以上の地震が発生した場合は、マイコンメーターから上流で地域一帯のガス供給をガス供給会社が停止している場合がある。この場合は、学校においてガス漏れなどの異常がなくとも、すぐにガスが使えるようにはならない。マイコンメーターから上流のガス供給が停止しているかどうかはマスコミやインターネット等を通じて行われるガス供給会社の広報により確認する。

- 注意 赤ランプが点滅している場合は、ガス漏れの疑いがあるため、ガス臭くないか十分確認する。ガス臭いときは、ガス供給会社へ連絡する。

ガス供給会社	連絡先
東京ガス（株）	0570-002-299
ガス漏れ通報専用電話	03-6735-8899

## (2) 電気の安全確認等

漏電火災などの二次災害を防ぐとともに、できるだけ早期に復旧できるよう次の緊急対応に取り組む。

### ア 安全確保

校内受変電設備には絶対にさわらない。このことは遵守する。水に浸かった電気器具の使用禁止。切れた電線には絶対にさわらない。コンセントからプラグを抜く。二次災害防止のため、児童・生徒や避難者に対し指導、周知する。

### イ 緊急点検

発電後停止し、数分後に復旧した。→電気点検業者へ緊急点検要請

### ウ 復旧

電気点検業者の緊急点検・応急措置

規模の大きな改修、使用再開にあたっては学校経営支援センターへ連絡する。

教育庁都立学校教育部と復旧計画協議

- ① 緊急点検の要請を受け、出勤してきた電気点検業者職員は、当該学校電気設備の設置場所に不案内の場合もある。その場合には、教職員が校内電気設備に案内する。
- ② 東京電力（株）が学校内外で行う電気工事等の情報を電気職員に提供する。
- ③ 電気の点検により、構内の電気配線の断線があるようであれば、学校経営支援センター管理課に連絡し、電力会社や電気工事業者等による修理を行う。

エ 学校が避難所となった場合

- ① 避難者への要請
- ② 東京電力（株）への連絡
- ③ 電気器具の勝手な使用は停電の恐れがあるため、電気器具の使用に当たっては、教職員や電気点検業者の指示に従う。
- ④ 校内受変電設備・分電盤には手を触れない。
- ⑤ 電力供給復旧作業の優先的な実施を受けるために連絡する。

（東京電力では、どの学校が避難所となっているか把握していない場合がある。）

※東京電力（株）では、「東京都地域防災計画」との整合性をとりながら「防災業務計画」（平成18年7月修正）を策定しており、これに基づき防災体制の確立、災害予防、災害応急対策、災害復旧業務等に当たるとしている。

会社名	連絡先
東京電力パワーグリッド(株)	03-6373-1111
東京電力(株)カスタマーセンター	0120-995-005

(3) 上水道の点検等

ア 緊急対応

児童・生徒・教職員に加えて、避難所・一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションとしての飲料水確保も必要であり、水の確保の重要性から、発災後は、速やかに校舎内外（宅内給水管等）を点検し、次の緊急対応に取り組む。

受水槽の確認 受水槽の損傷の有無。受水槽への給水状態の確認。揚水ポンプの確認。小便器の止水校舎内外の点検 水位確認。高置水槽の確認。高架水槽が傾いている。露出配水管が支持金具からはずれ、損傷している。その他、危険な状態である。高置水槽の水位が下がる。→以上の項目について、

YES（異常有り）→水道工事業者等に改修依頼 規模の大きな改修

NO（異常なし）→揚水ポンプの電源ON 学校経営支援センターへ連絡

教育庁都立学校教育部と復旧計画協議

会社名	連絡先
東京都水道局千代田営業所	03-5298-5351

※ 留意事項及び復旧活動については、『学校危機管理マニュアル 第3篇 学校の危機管理 第1部 自然災害（震災編）第2章 応急対応 第1 発災時の対応』を参照

#### 4 避難所、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションとして活用する場合の 応急対策

- (1) 避難者・帰宅困難者に対して立入禁止区域及びトイレ、ごみ集積場の場所等を表示する。
- (2) 破損物等で往来の妨げになっている場合は、破損物品等を除去し、通行路を確保する。特に公道と校舎入口の間については、救急車両、物資運搬車両の通行が可能な状態にする。

##### ア 避難所開設の作業

阪神淡路大震災・東日本大震災規模の災害の場合、本校には200人程度の避難者があるものと考えられる。授業時間帯であるならば、生徒への対応と同時進行で対処しなければならない。この場合、学校危機管理委員会の代表者1名と、避難所支援班、連絡班から各1名で避難所開設の準備を行う。

##### イ 避難所開設の手順

- ① 避難住民の利用エリアの確保（生徒に支障のないかぎり使用をさせる）
- ② 避難住民用の飲料水、食料、毛布の確保と配布
- ③ 公衆電話を含む、電話機の確保
- ④ トイレの確保とトイレ用水の確保。（断水前にポリバケツなどに）トイレを野外に施設する場合は、他の施設の利用も考えられる。
- ⑤ 負傷者や乳幼児、高齢者への対応（住民代表との連携をもとに）
- ⑥ 近隣の学校と連携を取り、避難者数の調整を行う（川南小学校など）
- ⑦ 緊急物資や一般参加のボランティアの受入れが開始されるが、特に、ボランティアに関しては学校の指示に従わせる。

#### 第7節 登下校中の児童・生徒の安全確認と誘導

登下校時に発災し地震が収まった場合、生徒は、自宅に帰宅するか、近くの学校、一時滞在施設又は避難所に避難し、学校、事業者等の保護を受けるよう指導する。

また、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。

登下校時に発災した場合の対応		
時間の経過（状況等）	教職員の対応・行動	・生徒の行動等
<p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。</li> <li>・この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。</li> </ul>	<p>○出勤途中の場合は、所属校に向かう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤途中で知り得た情報を、あらかじめ学校で定めている連絡班に報告する。</li> </ul>	<p>○電車・バス乗車中は、運転手・駅員等の指示に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手近なカバンや上着等で頭部を守る。</li> <li>・スクールバス運行時は、事前に定められた避難場所に避難し、状況に応じてバス内に待機する。</li> </ul>

<p>○主要震動終了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな揺れが収まる。</li> <li>・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。</li> </ul> <p>・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。傾斜地では崖崩れが発生する。</p>	<p>○帰宅途中の場合は、所属校に戻る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参集途中で知り得た情報を連絡班に報告する。</li> </ul> <p>○在校中の教職員は、生徒をグラウンドに避難するよう指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員を点呼する。</li> </ul>	<p>※自分の身の安全は自分の判断で守ることができるよう避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。</p> <p>・在校中の生徒は、教職員の指示に従い、行動する。</p>
<p>○大きな揺れの後で・生徒の心が動揺している。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p>	<p>○生徒の安否を学校経営支援センター経営支援室に報告する。また、施設・設備の被災状況について学校経営支援センター管理課に報告する。</p> <p>○保護者が亡くなり身寄りがなくなった生徒を適切に児童相談所に引き継ぐ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな揺れが収まったら、学校、自宅、避難所のいずれか一番近い所に避難する。</li> <li>・垂れ下がった電線に近づかない。</li> <li>・自分が負傷した場合、大きな声を出して近くの人に助けを求める。</li> <li>・すぐに学校又は家に戻れない場合、避難所に避難した後、安全の確保ができ次第、公衆電話等で自分のいる所を家か学校に連絡する。</li> </ul>

## 第8節 校外学習・宿泊行事中の生徒の安全確認と誘導

校外学習や宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上や現地にある一時集合場所、広域避難場所、避難所等の確認を確実にを行うとともに、発災時における児童・生徒の安全確保対策について、あらかじめ教職員の共通理解を図っておく。

校外活動中（日帰り・宿泊）に発災した場合の対応
<p>校外活動中に大震災が発災した場合、揺れが収まったら、直ちに実施踏査で確認し、挙行届に記載している最寄りの一時的（いつとき）集合場所、避難所に避難する。</p> <p>なお、宿泊場所で発災した場合は、その管理者の指示に従う（避難する予定の場所については、保護者に配布する案内等に記載する）。</p> <p>また、教職員は、生徒の安全確保ができ次第、自校に現状報告を行うとともに、自校と連携分担して保護者へ速やかに連絡する。さらに、場合によっては、宿泊等の対策を講じ、その旨を自校に報告する。その際、自校地域が被災した場合には、生徒に不安を抱かせないようにするなど配慮する。</p> <p>交通機関の不通等が生じた場合は、生徒の安全確保を第一とする。</p> <p>宿泊を伴う学校行事については、日常から学校のホームページに引率者からの状況報告を適宜掲載するなど、校外活動中の生徒の状況をこまめに保護者に周知する体制を整えておく。</p>

## 第4章 事後(復旧)対策

### 第1節 安否情報、被害状況の収集・把握

#### 教職員による生徒の安否確認等

緊急連絡用(引渡し)カード等の連絡先に家庭訪問又は電話で、生徒、保護者の安否状況を把握する。

また、第2章第3節で記載した連絡手段(携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害伝言ダイヤル、SNSなど多様な手段)を適時に活用して、保護者に学校の状況を伝えるとともに、保護者から学校への安否情報提供を依頼する。

さらに、本人や友人、近隣者等の安否を記入できるノートを学校に備え、記入させる方法や区市町村掲示板に学校と連絡をとるよう掲示するなどして、安否情報の収集に努める。校長は、生徒の被災状況を把握し、所管の学校経営支援センターに報告する。

### 第2節 学校施設の点検、整備及び復旧

校舎の補修や改修を要する箇所を点検し、被害の程度が大きいようであれば危険度判定を要請し、部分的な補修で済むようであれば修繕を学校経営支援センターに要請する。なお、応急危険度判定を実施するため、判定技術者等が駆け付けてきた場合に備え、都財務局から各校に配備されている「応急危険度判定資機材」をすぐに使用できるよう、図面とともに準備する。

また、必要に応じて都教育委員会の締結する防災協定に基づき、協定業者に対して調査・応急措置等について、学校経営支援センターを通じて要請を行う。

### 第3節 授業再開の準備

#### 1 校舎等の安全確認・整備

授業再開に当たっては必要な教室、スペースなどを安全確認、整備を行って確保する。被災状況を確認の上、都教育委員会は仮設校舎の建設や代替施設の利用の可能性、校舎の補修・改修・再建計画等を判断する。

#### 2 児童・生徒の通学路の安全確認等

授業再開に当たっては、生徒が安全に通学できる通学路の安全確認を行う。安全確認は、通学区域地区担当の教職員が行う。

#### 3 授業再開時期の判断

学校経営支援センターと協議の上、授業再開時期の目途を定める(場合によっては、都立学校教育部高等学校教育課(指導部高等学校教育指導課と連携する。))。これに基づき、校長は、学校の実情に応じて再開時期を決定する。協議の際には、学校施設の応急復旧の状況、被災校舎の立入禁止等の安全対策、通学路の安全確保対策、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な生徒数、避難住民の意識等を考慮する。

#### 4 授業再開の保護者への周知

授業再開に当たって、学校は保護者に対し、授業再開の時期について、第2章第3節に掲げる情報発信手段等により、電話連絡網、掲示、案内などを通じて周知、徹底する。

#### 5 教育条件の被害の把握と対応

- (1) 教科書・文具などの紛失、消失状況を把握する。(本部担当・教務部)
- (2) OA機器の破損状況の確認と、盗難防止対策を講じる。(本部担当・教務部)
- (3) 学校に備える表簿やその他の書類の紛失、消失状況を把握する。(本部担当・教務部)
- (4) 校舎内外の被害状況程度の確認。崩壊の恐れのある部分への立ち入り禁止措置の徹底及び教室の天井・床・壁の亀裂・戸棚・テレビ・机・椅子・廊下・階段などの、破損・倒壊状況の調査を行う。(施設班)
- (5) ガス・水道・電気などは関係諸機関と連絡をとり、水質調査などを行う。(施設班)
- (6) 校庭の亀裂調査、フェンスの安全点検などを行う。(施設班)

#### 6 授業再開の準備

- (1) 生徒・教職員の安否状況の把握、ライフラインや交通機関の復旧、区の避難所運営への全面関与などの条件が整備された段階で職員会議を開催し、教育活動再開の時期・方法などを協議する。その際、教職員は教育活動の早期正常化に向けて態勢を整え、避難所運営については必要に応じて協力する。
- (2) 授業再開にあたっては二次災害防止のために専門家による校舎などの安全点検を行う。
- (3) 校長は都教育委員会との協議のうえ、授業再開の目途を定める。授業再開にあたっては保護者に対し、再開時期を電話・掲示・ビラ・ロコミなどを通じて周知徹底する。
- (4) 学校教育が正常に実施されるまでの期間、学校施設・設備の被災状況、教職員・生徒の被災状況、交通機関の復旧などの事情を勘案し、休校や他校の利用など応急教育計画を教育委員会との連携を密にして作成し、保護者・生徒に周知する。
- (5) 応急教育計画に当たっては生徒が大災害における恐怖心や不安などで心が疲弊していることを考えて、心のケアに十分配慮する。
- (6) 生徒の出欠については教務内規の適切な運用を行う。

### 第4節 応急教育計画の作成

校長は、教育委員会と十分な連携の下に、学校施設・設備の被災状況、教職員及び生徒の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案して、休校、一部授業、他校の利用等を想定した応急教育計画を作成しておくとともに、学校教育が正常に実施されるまでの間、状況に応じて見直しを行う。

校長は、応急教育計画を作成するに当たって、当該学校経営支援センターと連携を密にするとともに、速やかに保護者及び生徒へ周知する。

教育活動の再開に際しては、健康・安全教育、生活指導に重点を置く。また、心のケア対策にも十分留意する。

(応急教育計画作成に当たっての主な留意点)

- ・平常時と同様な教育活動が行えない場合も可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。
- ・登校する児童・生徒の人数に応じた応急教育を実施する。
- ・地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育とする。

## 第5節 被災児童・生徒の学用品の給与等

生徒の安否確認と同時に教科書、文房具等の紛失・焼失状況を把握し、所管の学校経営支援センターに報告する。

## 第5章 避難所等開設

### 第1節 避難所の開設・支援活動

避難所の設置主体は区市町村であるため、管理運営は区市町村が行うが、教職員は以下に基づき、避難所の開設・運営に協力・支援する。なお、休業日等、学校に教職員がいない時間帯に発災した場合については、あらかじめ各区市町村の防災所管課及び地域住民とそうした場合の対応を協議しておき、事前に教職員不在時の避難所開設及び運営について体制を整備しておく。

#### 1 学校施設の利用 【避難所の開設】

震災後、避難所を開設するに当たって、教職員は体育館、校舎等の安全を確認し、危険箇所、校長室等の立ち入り禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導する。誘導するまでの間は、避難者をグラウンドで待機させる。

学校施設利用計画に基づき、学校施設を次のように使用する。

- (1) 児童・生徒の安全確保のスペース
  - 2・3・4階教室及びトイレ
- (2) 教育機能・管理機能のスペース
  - 校長室、経営企画室、会議室、職員室（定時制・通信制）
- (3) 高齢者、障害者、病弱者、外国人及び乳幼児等（以下「災害時要援護者」という）並びに女性に割当てスペース
  - 保健室、保育室
- (4) 感染症等により他の避難者等と隔離して保護するスペース
  - 柏葉会館（2階小教室）
- (5) 一般避難者の避難所スペース
  - 柏葉会館（1階会議室・3階和室・4階講義室）

その際、女性の避難者や外国人への対応として、女性による女性用備蓄品の配布や施設状況を踏まえた授乳室の設置や外国語に堪能な教職員の配置、外国語での施設案内の表示等を検討する。

なお、避難所の開設に当たっては、避難者自治組織づくりを念頭において、避難所の区割りを町会、自治会又は町丁単位で行う。

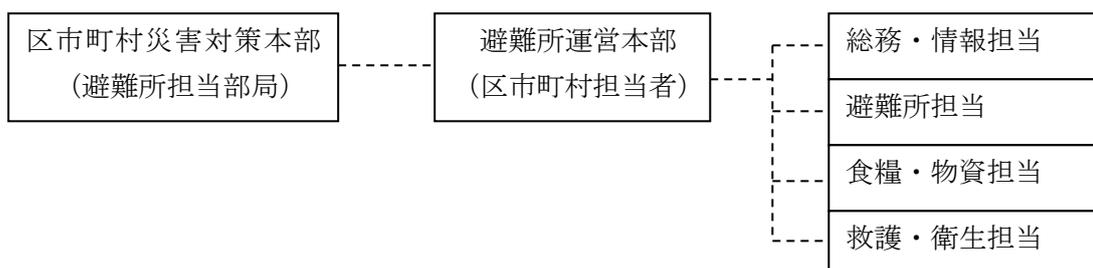
## 2 避難所の管理運営移行

教職員の避難所運営への協力・支援については、本来の役割である教育活動の再開やその準備が必要であるため、おおむね発災後1週間程度を目途とする。したがって、それ以前から、段階的に区市町村防災担当部局職員、避難者自治組織等に避難所運営事務を移行させる。

## 3 避難所となった場合の業務

(避難所組織)

(学校) [避難所支援担当]



(避難所支援担当の事務分掌)

担当係	業務	業務内容	担当者
総務・情報担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所運営支援の調整に関すること。</li> <li>情報の収集、提供に関すること。</li> <li>災害対策本部等との連絡調整に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所運営本部設置場所の決定</li> <li>情報の収集、整理、確認、提供</li> <li>避難所内の情報提供場所の設置</li> <li>避難者名簿の整理、管理</li> <li>外国語案内板の作成</li> <li>区市町村災害対策本部（避難所担当部局）との連絡調整</li> <li>避難所運営会議への支援</li> </ul>	連絡班・避難所支援班
避難所担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者の生活への支援に関すること。</li> <li>防災市民組織、ボランティア等の連絡に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に使用するスペース・立入禁止区域の指定</li> <li>避難者の誘導</li> <li>避難所生活ルールの策定</li> <li>防災市民組織、ボランティア等との連携</li> </ul>	避難所支援班
食糧・物資担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活物資の管理、配給に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所専用の備蓄物資の管理、配給</li> <li>救援物資の受入れ、整理、管理、配給</li> <li>飲料水の配給、確保</li> <li>炊き出しへの支援</li> </ul>	食糧班

<p>救護・衛生担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護に関すること。</li> <li>・医療救護所への協力に関すること。</li> <li>・清掃、衛生管理への支援に関すること。</li> <li>・感染症に対する医師、薬剤の管理等に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護所設置場所の事前確認</li> <li>・医療救護所への協力（医療救護所が設置されない場合又は設置されるまでの間は、負傷者への応急手当の実施）</li> <li>・仮設トイレの確保、設置</li> <li>・トイレ、ゴミ集積所等の清掃、衛生管理への支援</li> </ul>	<p>救護班</p>
----------------	--	---	------------

#### 4 計画的な備蓄の配布、水、食料等の供給

- (1) 備蓄の配分に関しては、必ず班長会議で審議し、管理責任者の決定を経ること。
- (2) 開設期間が3日以上になることに備え、地震の規模、被害の状況などを勘案しながら、物資の配分量や配分回数を決めること。その際には、可能な限り、施設滞在者に対し、管理責任者が直接説明するなど、施設滞在者の理解と協力がえられるようにすること。
- (3) 備蓄の配分にあたっては、ケア・コミッショナー（仮称）等の助言を踏まえ、災害時要援護者や女性に配慮すること。

※ケア・コミッショナー = 災害時の避難所等における支援にあたって、要援護者や女性への配慮のため、管理責任者に必要な助言をする人。

### 第2節 情報の収集と提供

避難所となった学校では、正確な情報を収集することが必要である。そのため、情報の収集源、収集ルート、収集者を明確にする。また、避難者の安否確認のための問合せが殺到するため、避難者名簿を作成・整理し、対応する。

#### 1 情報収集

インターネットやテレビ・ラジオその他の第2章第2節に掲げる通信手段等より正確な情報の収集に努め、その情報を避難所等に提供する。また、区市町村災害対策本部と連携し、情報収集に努める。

#### 2 情報提供・避難者名簿の整理

発災初期において、避難者は自分の置かれている状況、家族の安否、被災状況等を知るために情報を欲しており、避難所支援班の情報担当者は収集した情報をできるだけ早めに提供する。また、避難者が欲する情報は時間の経過とともに変化することに留意する。発災初期の情報提供方法としては、放送施設を利用するほか、テレビ、掲示板、伝言板、ハンドマイクなどを活用する。

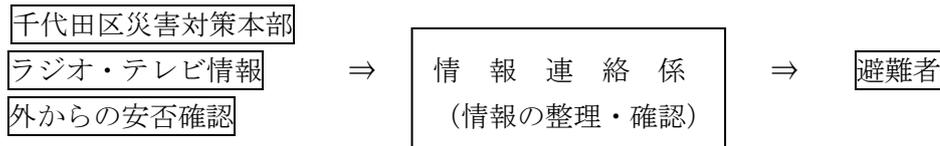
外からの避難者の安否確認の問合せがあった場合、安否情報用（何時、誰から）の掲示板で避難者に知らせる。

避難者の自治組織による運営がされるようになった場合には、打合せ会議等で区市町村災害対策本部からの情報や避難所生活についての情報を提供する。この場合、避

難所の代表者は、会議出席者が避難者に報告しやすいようレジユメを用意する。

●情報収集・提供・避難者名簿・カードの作成

避難所となった場合、正確な情報を収集することが重要である。そのため、情報の収集源、収集ルート、収集者を明確に記録し、(情報受信カードの作成) 避難者に正確な情報を提供する。また、避難者の安否確認の問い合わせが殺到するので、避難者カードや避難者名簿を速やかに作成する。



- (1) 災害発生初期の状況では、避難者が自分のおかれている状況や家族の安否、被災状況などを得るために情報を欲していることを考えて、情報連絡係は収集した情報をできるだけ早く提供する。
- (2) 災害発生初期の情報提供方法は、放送設備が使用できない場合は、掲示板、伝言板、ハンドマイクなどを使用する。
- (3) 避難者の安否確認について外から連絡が入った場合は、安否情報の掲示板で避難者に知らせる。(いつ、誰から、誰に、何を)
- (4) 避難者の自治組織による運営が可能になった場合には、千代田区の災害対策本部からの情報や避難所生活についての情報を提供する。
- (5) 避難者名簿を作成する。避難所支援本部は、避難者に用紙を配布して、記入させ、整理・保管する。一世帯につき一枚とし、五十音別にして保管する。

●避難所支援班の情報担当は、避難者の人数等の把握や避難者の安否確認のための問合せに対応するため、区市町村所定の避難者名簿用紙を配布、回収し、50音順に整理保管する(1世帯1枚作成する。)

なお、避難所からの転出の際にも「避難者名簿」を用いて確認を行う。

<p><u>情報受信カード</u></p> <p>日時 月 日( ) 時 分</p> <p>受信者氏名 _____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>情報内容</p> </div>
--

避難者名簿				
	氏名	性	年齢	住所
1				
2				
3				
4				

### 第3節 児童・生徒のボランティア活動

災害時、生徒の発達段階に応じたボランティア活動を行うことは、他人への思いやりや進んで奉仕する心を培う体験学習の場となる。「少年は必要とされてはじめて大人になる」という言葉もあるように、生徒が災害復旧支援活動に参加することの教育的効果は高い。校長は、生徒の状況を勘案するとともに、保護者の理解を得ながら、ボランティア活動に生徒が進んで参加できるように努める。

### 第4節 一時滞在施設としての対応

大地震により公共交通機関が停止した場合、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまで待機する場所がないことが想定される。本校は、そうした帰宅困難者を受け入れるための「一時滞在施設」として指定を受けており、発災時には最長で3日間帰宅困難者を受け入れることとなる。その手順等については別添「一時滞在施設の運営マニュアル」のとおりとする。

### 第5節 災害時帰宅支援ステーションとしての対応

徒歩による帰宅が可能となった場合には、多くの徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、水・トイレ・沿道情報を提供する施設として、「災害時帰宅支援ステーション」に指定されている。

発災時においては、避難住民等の受入れに当たり受入人数の限度を超えることも想定されるため、近隣の避難所等を把握し、関係機関との連携を十分に図り対応する。

- 1 教育庁都立学校教育部高等学校教育課からの指示により、帰宅支援ステーション開設準備を行う。帰宅支援ステーションとして開設される場合には、避難所支援班が帰宅支援活動も行う。
- 2 帰宅支援者の誘導先としての対応
- 3 生徒・教職員のために備蓄している非常用食料・毛布等を、非常時の対応として、帰宅支援ステーション機能にも活用することとする。
- 4 災害時帰宅支援ステーションの定義

設置時期	発災後、協定を結んだ地方公共団体から要請をうけた時
目的	徒歩帰宅者の支援
支援事項	水道、トイレ、帰宅支援情報等
対象施設	コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド、都立学校等

## 第6章 休日・夜間等に発災した場合の教職員の行動と対応

### 第1節 教職員の参集態勢

災害発生時には、本庁から災害時緊急連絡システム等により、都立学校管理職及び学校危機管理担当者へ参集の指示を行う(震度6弱以上のときは全員が自動参集)。なお、学校本部長(校長)が必要と認めたときには、学校危機管理担当者等を参集させることができる。

また、早朝・夜間・休日等の災害発生時は学校が無人となり、初動態勢に遅れが生じることになるため、初動態勢を迅速にとるための要員として、「学校危機管理担当者」及び「地域緊急連絡員」を指定・選出する。

「学校危機管理担当者」 学校から5km以内又は学校の近辺に居住する教職員の中から複数名を指定する。

「地域緊急連絡員」 東神田町会長

また、学校の教職員は、区市町村が設置主体である避難所の開設・運営に関して、協力・支援を行う。そのため、一刻も早く学校に参集し、危機管理態勢を整えることが必要であり、学校危機管理担当者及び地域緊急連絡員の迅速な対応が、その後の活動の円滑な遂行を容易にする。

#### 本校職員の対応

- 徒歩及び自転車などを利用して、1時間以内に出勤できる教職員は、自宅及び家族の安全を確認したうえで、自発的に緊急出勤する。
- 1時間以内に緊急出勤ができない教職員は、遅れて出勤するか、または、近くの緊急時避難指定校に出勤する。

#### ◎学校危機管理委員会の構成と役割

[構成]	[役割]	
校長を委員長として副校長、経営企画室長、教務部主任、生活指導主任、進路指導主任、総務部主任、養護教諭、危機管理部で構成する。委員長が必要と認めた時に召集する。	1)	学校危機管理計画の作成
	2)	危機管理対策指針の決定
	3)	避難所運営の支援計画の作成
	4)	大規模災害に関する対応、計画の作成及び指揮・運営
	5)	地震緊急委員の召集、連絡等
	6)	防災市民組織との連絡調整

## 第2節 生徒の安否情報の収集・把握

第3章第3節の生徒の安否確認の方法に従い、必要な対応を行う。

( 第2章第3節生徒の安否確認の方法 を参照のこと。 )

## 第3節 被害情報の収集・把握

第3章第2節の情報連絡体制に従い、生徒、教職員の安否状況の把握及び学校施設・設備等の被害状況を把握の後、必要な対応を行う。

( 第3章第2節 情報連絡体制 を参照のこと。 )

## 第4節 避難所等への支援活動

休業日等、学校に教職員がいない時間帯に発災した場合を想定し、あらかじめ各区市町村の防災所管課及び地域住民とそうした場合の対応を協議しておき、事前に教職員不在時の避難所開設及び運営について体制を整備しておく必要がある。

( 第4章第1節 避難所の開設・支援活動 を参照のこと。 )

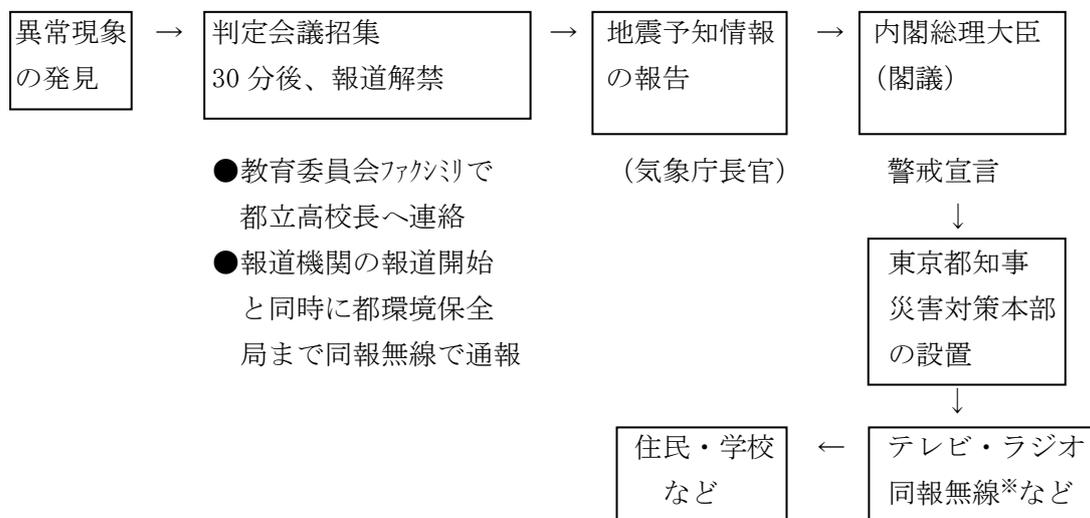
※ 該当項目からの再掲

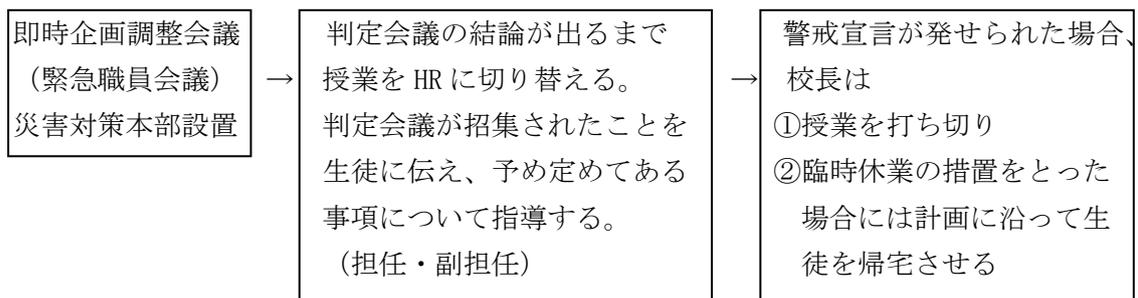
## 第7章 警戒宣言に伴う対応

### 1 警戒宣言の概要

昭和53(1978)年、大規模地震対策特別措置法が制定され、これに基づき「東海地震」が発生した場合に震度6以上と予想される地域が「地震対策強化地域」と指定されている。このようなことから、警戒宣言が発せられた場合には、冷静かつ迅速な対応が迫られる。

### 2 警戒宣言の流れと学校の対応





- (1) 交通情報を収集し、これを生徒に伝える。交通機関の大幅な変更や混乱が生じた場合には学校へ戻るよう指示する。帰宅したら電話連絡をするよう指示する。帰宅が困難な場合は学校で保護する。(緊急物資の準備を開始)
- (2) 学校で保護した生徒については、名簿の作成をし、特別教室(グラウンド)に避難させ、今後の対応を指示する。また、保護者に連絡をして保護の確認を行う。(重要)
- (3) 校長は学校で保護する生徒の人数と保護態勢を教育委員会に報告する。

\* 生徒および保護者に対しては、警戒宣言時の学校の対応について周知徹底しておく。

### 3 警戒宣言が校外学習時に発せられた場合の対応

- (1) 宿泊を伴う校外活動時の場合には、強化地域内外を問わず、その地域の警戒本部または災害対策本部の指示に従い、速やかに学校に連絡をする。校長は状況を保護者に連絡するとともに、対応状況について教育委員会に報告する。
- (2) 日帰りの校外学習などの場合は、その地域の官公署と連絡をとり、原則として即時帰校する。帰校後、生徒は在校時と同様の措置により、帰宅させる。但し、交通機関の運行や道路の状況によって帰校することが危険と判断された場合は、近隣の学校(小中学校など)に避難するなどの措置をとり、速やかに学校に連絡をする。校長は状況を保護者に連絡するとともに教育委員会に対応状況を報告する。

## 第7章 台風等における対応

### 【定時制】

#### 1 対象となる警報

特別警報、大雨警報(浸水害・土砂災害)、暴風警報及び大雪警報のいずれか

#### 2 対象となる地域

東京23区のいずれか1区

#### 3 警報発令時の授業措置の流れ

下表により、基準時刻における警報の発表状況に応じて、通常授業を行うか判断する。

Ⅲ部の給食は、15:00(給食開始時間が17:20や18:30の場合は14:00)の時点で、1のいずれかの警報が発表されている場合、中止とする。

基準時刻	警報が発表されている場合	警報が発表されていない場合
7:00	1～4時限自宅学習	1～4時限通常授業
11:00	5～8時限自宅学習	5～8時限通常授業
15:00	9～12時限自宅学習	9～12時限通常授業

例えば7:00に大雨警報が出ていて、9:00に解除された場合、1～4時限は自宅学習となるが、5時限以降は通常授業となる。

#### 4 注意事項

- (1) 授業実施の場合、個別の状況を判断し、安全を確保して登校すること。交通機関や道路の状況により登校が困難と判断される場合は、状況が改善されるまで自宅で待機すること。この場合は、速やかに学校に報告する。学校は状況確認の上、欠席扱いにはしない。
- (2) 臨時休業等の措置をとった場合、該当する部の生徒は登校禁止となる。
- (3) 登校後に警報等が発令された場合、生徒の安全確保のため、下校時間を早めたり、遅らせたりすることがある。

### 【通信制(土曜スクーリング・定期考査等)】

7:00に東京23区東部または東京23区西部に警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪)が発表されている場合、その日は臨時休業とする(代替措置については、別途通知する)。

#### <警報の確認方法>

- 気象庁のホームページ (<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)
- 携帯のサイト(例: yahoo 天気 <http://weather.mobile.yahoo.co.jp/>)
- 天気予報電話サービス(177)
- NHKのニュース

等の方法によって確認する。

(別紙1)

## 都立一橋高等学校防災教育推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 これからの時代に求められる都立学校における地域と連携した防災教育のあり方及び児童・生徒に自助の力と共助の精神を育む防災教育の推進にかかわる事項について検討するため、都立一橋高等学校に「防災教育推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校の避難訓練、防災訓練等への参加及びその評価に関すること。
- (2) 自助・共助の視点に立った実践的な防災教育に関すること。
- (3) 地域主催の防災訓練への児童・生徒や教職員の参加等、学校と地域の相互交流を重視した防災教育の在り方に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、校長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副校長をもって充てる。
- 4 委員は、委員長が指名する者を充てる。

(例)・地域自治会の防災担当者                      ・学校所在自治体の防災担当者  
・保護者、消防署員、警察署員                      ・教諭等自校職員                      等

(会議)

第4条 委員長は、委員会を年2回招集し、主宰する。

- 2 委員長が不在のときは、副委員長がその職を代理する。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、会議に際し、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、副校長及び学校経営企画室長が処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。